

## 新型コロナウイルス感染症によりご契約者さまが影響を受けられた場合の特別措置について

新型コロナウイルス感染症により影響（※）を受けられたご契約者さまには、以下の特別措置を実施しています。

※ご契約者さまが新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として対面での手続きをご希望されない場合や当組合が休業や業務縮小、対面手続きを自粛している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

### ◇継続契約の締結手続きの猶予の延長

2020年3月23日から2020年9月30日までに満期日が到来するご契約の継続手続きは、満期日を過ぎた後でも2020年9月30日までに手続きをいただければ、ご契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

特別措置の適用を希望されるご契約者さまは、当組合までお問い合わせください。